

防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法、施行規則、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示19号。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、市が事業実施主体となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス・活動事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業）

(ア) 予防給付型サービス（訪問介護相当サービス）

(イ) 生活補助型サービス（緩和した基準によるサービス・活動A）

(ウ) 地域幸せます型サービス（住民主体によるサービス・活動B）

(エ) 短期集中予防型サービス（サービス・活動C）

(オ) 栄養指導サービス（サービス・活動C）

(カ) 移動支援幸せます型サービス（サービス・活動D）

(キ) 共生型予防給付型サービス（共生型訪問介護相当サービス）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業）

（ア） 予防給付型サービス（通所介護相当サービス）

（イ） 生活維持型サービス（緩和した基準によるサービス・活動A）

（ウ） 生活維持・短時間型サービス（緩和した基準によるサービス・活動A）

（エ） 生活維持・地域型サービス（緩和した基準によるサービス・活動A）

（オ） 地域幸せます型サービス（住民主体によるサービス・活動B）

（カ） 短期集中予防型サービス（サービス・活動C）

（キ） 共生型予防給付型サービス（共生型通所介護相当サービス）

ウ その他生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業）

（2） 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（事業の対象者）

第5条 総合事業のサービスを利用できる者は、サービス・活動事業については、要支援認定を受けた被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した被保険者（以下「事業対象者」という。）、サービス・活動A、サービス・活動B、サービス・活動Dについては要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動を利用していたものが利用できるとし、一般介護予防事業については全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(サービス・活動事業の実施方法)

第6条 市長は、サービス・活動事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
 - (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
 - (3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
- (一般介護予防事業の実施方法)

第7条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
 - (2) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
- (サービス・活動事業支給費)

第8条 第6条第1項第1号の規定により、指定事業者がサービス・活動事業を実施する場合の支給費は次のとおりとする。

- (1) サービス・活動A 別表で定める額に100分の90を乗じた額
- (2) サービス・活動C及び介護予防ケアマネジメント 別表で定める額に100分の100を乗じた額

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者(次項に掲げる者を除く。)にかかるサービス・活動の支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者にかかるサービス・活動の支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(支給限度額)

第9条 事業対象者が指定事業者の行う事業を利用する場合の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55

条第1号の規定により算定した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が退院直後で、集中的にサービスを利用することが自立支援につながると市長が認めた場合には、退院した月及びその翌月に限って、支給限度を要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当額の支給)

第10条 市長は、指定事業者が行う事業について、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

- 2 高額介護予防サービス費相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当額の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2を準用する。

(指定事業者の申請)

第11条 法第115条の45の3第1項の指定（以下「指定事業者の指定」という。）を受けようとする者は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業指定申請書（第1号様式）に施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項のうち市長が必要と認めるものに係る書類（以下「必要書類」という。）を添付して、事業所ごとに市長に申請しなければならない。

(指定事業者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が施行規則第140条の63の6の市長が定める基準（以下「指定基準」という。）を満たしているかどうかを審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、当該事業者を指定することにより、防府市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じることが予想されるときは、前項の規定にかかわらず、指定事業者の指定を行わないことができる。

- 3 施行規則第140条の63の7の規定に基づき、本市の指定事業者の指定は、当該指定をした日から6年間有効とする。

(指定の更新)

第13条 法第115条の45の6第1項の指定事業者の指定の更新を受けよ

うとする者は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業指定更新申請書（第2号様式）に、必要書類を添付して、事業所ごとに市長に申請するものとする。ただし、施行規則第140条の63の5第3項に該当するときは、同条第1項第4号から第11号までに掲げる事項に関する申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、指定更新の可否を当該申請者に通知するものとする。

3 施行規則第140条の63の7の規定に基づき、本市の指定事業者の指定の更新は、当該更新をした日から6年間有効とする。

（変更等の届出）

第14条 指定事業者は、法施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更があった日から10日以内に変更届出書（第3号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

3 事業を休止している指定事業者は、当該休止している事業を再開する場合、速やかに廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

（指定事業者の指定の取消し）

第15条 市長は、法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（事業者情報の公表及び提供）

第16条 市長は、第12条から前条までの規定による指定又は届出の受理等（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、山口県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

（1） 事業所の名称及び所在地

- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定及び指定更新年月日
- (4) 指定取消事由及び指定取消年月日
- (5) 事業開始、廃止、休止及び再開年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) その他市長が適当と認める事項
(指定事業者のサービス等の基準)

第17条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるサービス等の基準に従って、事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

ア 予防給付型サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準(この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。)

イ 生活補助型サービス 別に市長が定める基準

(2) 通所型サービス

ア 予防給付型サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準(この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。)

イ 生活維持型サービス 別に市長が定める基準

(総合事業の利用料)

第18条 総合事業を事業者指定により実施する場合の利用料は、別表に定める額の100分の10に相当する額とする。ただし、サービス・活動C及び介護予防ケアマネジメントの利用料はないものとする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に掲げる者を除く。）にかかる第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

（雑則）

第19条 この要綱に規定するもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第8条及び第18条の規定は、施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

（施行日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

（施行日）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

訪問型サービス

防府市総合事業サービスコード

訪問型サービス（介護保険と同等のサービス）
（令和7年4月1日以降）

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位	
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者 要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算(1回につき、1月回まで)		50単位加算		50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2	C211	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算		-12
A2	C212	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算		-23
A2	C214	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算		-37
A2	D211	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算		-12
A2	D212	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ	業務継続計画未策定減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算		-23
A2	D214	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ	業務継続計画未策定減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算		-37
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	1日につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者 要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	123		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			
A2	C220	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算		-1
A2	C213	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算		-1
A2	C215	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	1単位減算		-1
A2	D220	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	業務継続計画未策定減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算		-1
A2	D213	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割	業務継続計画未策定減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1	
A2	D215	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ日割	業務継続計画未策定減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	1単位減算	-1	

防府市総合事業サービスコード

訪問型サービス（介護保険と同等のサービス）（令和7年4月1日以降）
 ※指定居宅介護事業所の従事者（障害者居宅介護従業者基礎研修修了者）から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合）

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ-2	イ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 823単位	823	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ-2	ロ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 1,644単位	1,644	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ-2	ハ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 2,609単位	2,609	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算	200単位加算	200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算(1回につき、1月回まで)	50単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	
A2	C221	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-2		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12
A2	C222	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-2		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23
A2	C224	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ-3		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度)	37単位減算	-37
A2	D221	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ		業務継続計画未策定減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12
A2	D222	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		業務継続計画未策定減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23
A2	D224	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ		業務継続計画未策定減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度)	37単位減算	-37
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		

1月につ
き

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ-2日割	イ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 27単位	27	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ-2日割	ロ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 54単位	54	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ-3日割	ハ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 86単位	86	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		
A2	C230	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-2日割		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算	-1
A2	C223	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-2日割		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1
A2	C225	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ-3日割		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	1単位減算	-1
A2	D230	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算	-1
A2	D223	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		業務継続計画未策定減算Ⅱ日割	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1
A2	D225	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ日割		業務継続計画未策定減算Ⅲ日割	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	1単位減算	-1

1日につ
き

防府市総合事業サービスコード

訪問型サービス（介護保険と同等のサービス）（令和7年4月1日以降）
 ※指定居宅介護事業所で介護福祉士等による共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合）

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
A2 1141	訪問型独自サービスⅠ-4	イ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	
A2 1241	訪問型独自サービスⅡ-4		訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	
A2 1351	訪問型独自サービスⅢ-4		訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 3,727単位	3,727	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A2 6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算(1回につき、1月回まで)		50単位加算	50
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算
A2 C241	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-4	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12
A2 C242	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-4	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23
A2 C244	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ-4	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度)	37単位減算	-37
A2 D241	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12
A2 D242	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ	業務継続計画未策定減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23
A2 D244	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ	業務継続計画未策定減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度)	37単位減算	-37
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	

1月に
つき

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
A2 2141	訪問型独自サービスⅠ-4日割	イ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	
A2 2241	訪問型独自サービスⅡ-4日割	ロ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77	
A2 2351	訪問型独自サービスⅢ-4日割	ハ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	123	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
A2 C250	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-4日割	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算	-1
A2 C243	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-4日割	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1
A2 C245	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ-4日割	高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	1単位減算	-1
A2 D250	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算	-1
A2 D243	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割	業務継続計画未策定減算Ⅱ日割	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1
A2 D245	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ日割	業務継続計画未策定減算Ⅲ日割	事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	1単位減算	-1

1日に
つき

防府市総合事業サービスコード

訪問型サービス（介護保険と同等のサービス）（令和7年4月1日以降）
 ※指定居宅介護事業所の従事者（重度訪問介護従業者基礎研修修了者）から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合）

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
A2	1131	訪問型独自サービスⅠ-3	イ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 1,094単位	1,094	
A2	1231	訪問型独自サービスⅡ-3	ロ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 2,185単位	2,185	
A2	1341	訪問型独自サービスⅢ-3	ハ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 3,466単位	3,466	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200単位加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算(1回につき、1月回まで)	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	
A2	C231	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-3		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12
A2	C232	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-3		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23
A2	C234	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ-3		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度)	37単位減算	-37
A2	D231	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ		業務継続計画未策定減算Ⅰ 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12
A2	D232	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		業務継続計画未策定減算Ⅱ 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23
A2	D234	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ		業務継続計画未策定減算Ⅲ 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度)	37単位減算	-37
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算			

1月に
つき

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
A2	2131	訪問型独自サービスⅠ-3日割	イ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 36単位	36	
A2	2231	訪問型独自サービスⅡ-3日割	ロ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 72単位	72	
A2	2341	訪問型独自サービスⅢ-3日割	ハ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 114単位	114	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			
A2	C240	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-3日割		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算	-1
A2	C233	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-3日割		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1
A2	C235	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ-3日割		高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	1単位減算	-1
A2	D240	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		業務継続計画未策定減算Ⅰ 事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39単位	1単位減算	-1
A2	D233	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		業務継続計画未策定減算Ⅱ 事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77単位	1単位減算	-1
A2	D235	訪問型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ日割		業務継続計画未策定減算Ⅲ 事業対象者 要支援2 (週2回を超 える程度) 123単位	1単位減算	-1

1日に
つき

サービス・活動C(短期集中予防型)

(令和7年4月1日以降)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合計	算定
種類	項目			給付率	単位数
A4	1001 サービス・活動C(訪問型)	イ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1回1時間程度	100%	1,100
A4	1002 サービス・活動C栄養改善加算(訪問型)	ロ 栄養改善加算(管理栄養士が実施した場合)	150単位加算	100%	150

通所型サービス

通所型サービス(介護保険と同等のサービス)

(令和7年4月1日以降)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合計	算定
種類	項目			単位数	単位
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6	C211 通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6	C213 通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6	D211 通所型独自サービス業務継続計画未実施減算Ⅰ	業務継続計画未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6	D213 通所型独自サービス業務継続計画未実施減算Ⅱ		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6	5612 通所型独自サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活上グループ活動加算	100単位加算		100
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		200
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位加算		150
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位加算		160
A6	6310 通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算		480
A6	6011 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者・要支援1 88単位加算		88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		事業対象者・要支援2 176単位加算		176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 72単位加算		72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		事業対象者・要支援2 144単位加算		144
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者・要支援1 24単位加算		24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		事業対象者・要支援2 48単位加算		48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度) 100単位加算		100
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度) 20単位加算		20
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度) 5単位加算		5
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		40
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合計	算定
種類	項目			単位数	単位
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 1,798単位		1,259
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2 3,621単位	定員超過の場合×70%	2,535

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合計	算定
種類	項目			単位数	単位
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 1,798単位		1,259
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2 3,621単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	2,535

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合計	算定
種類	項目			単位数	単位
A6	1112 通所型独自サービス1日割	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 59単位		59
A6	1122 通所型独自サービス2日割		事業対象者・要支援2 119単位		119
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1 59単位	定員超過の場合 ×70%	41
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2 119単位		83
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1 59単位		41
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2 119単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	83
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			
A6	C212 通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	1単位減算	-1
A6	C214 通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援2	1単位減算	-1
A6	D212 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	1単位減算	-1
A6	D214 通所型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援2	1単位減算	-1

防府市総合事業サービスコード

通所型サービス（共生型：児童発達・放課後等デイサービス）（令和7年4月1日以降）
 ※指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位	
A6 1211	通所型独自サービス1-2	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,618	1月につき	
A6 1221	通所型独自サービス2-2		事業対象者・要支援2	3,259単位	3,259		
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算					
A6 6125	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6 6126	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6 C221	通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ-2	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6 C223	通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ-2		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36		
A6 D221	通所型独自サービス業務継続計画未実施減算Ⅰ	業務継続計画未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6 D223	通所型独自サービス業務継続計画未実施減算Ⅱ		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36		
A6 5622	通所型独自サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	内通につき
A6 5020	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100	1月につき	
A6 6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240		
A6 6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50		
A6 5013	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		200		
A6 5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6 5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6 6320	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算		480		
A6 6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	エ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算	88		
A6 6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	176単位加算	176		
A6 6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位加算	72		
A6 6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144単位加算	144		
A6 6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24		
A6 6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	48単位加算	48			
A6 4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき	
A6 4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6 6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6 6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6 6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		40	1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位
A6 8004	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,618単位	定員超過の場合 × 70%	1月につき
A6 8014	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,259単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位
A6 9004	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,618単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1月につき
A6 9014	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,259単位		

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位	
A6 1212	通所型独自サービス1日割	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	53単位	定員超過の場合 × 70%	1回につき	
A6 1222	通所型独自サービス2日割		事業対象者・要支援2	107単位			107
A6 8005	通所型独自サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1	53単位			37
A6 8015	通所型独自サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	107単位			75
A6 9005	通所型独自サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1	53単位			37
A6 9015	通所型独自サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2	107単位			75
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算					
A6 C222	通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1月につき	
A6 C224	通所型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援2	1単位減算	-1		
A6 D222	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	1単位減算	-1	1月につき	
A6 D224	通所型独自サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援2	1単位減算	-1		

サービス・活動A(生活維持型)

(令和7年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合計		算定 単位
			給付率	単位数	
A7 1201	サービス・活動A I	イ 通所型サービス費(独自) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から36週まで (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず24週まで) 1,798単位	90%	1,798	1月につき
A7 1202			80%	1,798	
A7 1203			70%	1,798	
A7 1204	サービス・活動A II	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から37週以降 (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず25週以降) 1,035単位	90%	1,035	
A7 1205			80%	1,035	
A7 1206			70%	1,035	
A7 1207	サービス・活動A III	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から36週まで (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず24週まで) 3,621単位	90%	3,621	
A7 1208			80%	3,621	
A7 1209			70%	3,621	
A7 1210	サービス・活動A IV	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から37週以降 (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず25週以降) 2,086単位	90%	2,086	
A7 1211			80%	2,086	
A7 1212			70%	2,086	
A7 2201	通所型独自サービス処遇改善加算 I	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 92/1000 加算	90%		
A7 2202	通所型独自サービス処遇改善加算 I	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 92/1000 加算	80%		
A7 2203	通所型独自サービス処遇改善加算 I	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 92/1000 加算	70%		
A7 2204	通所型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 90/1000 加算	90%		
A7 2205	通所型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 90/1000 加算	80%		
A7 2206	通所型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 90/1000 加算	70%		
A7 2207	通所型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 80/1000 加算	90%		
A7 2208	通所型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 80/1000 加算	80%		
A7 2209	通所型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 80/1000 加算	70%		
A7 2210	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV) 所定単位数の 64/1000 加算	90%		
A7 2211	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV) 所定単位数の 64/1000 加算	80%		
A7 2212	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV) 所定単位数の 64/1000 加算	70%		
A7 6201	サービス・活動A幸せます加算 I	(1)幸せます加算(I) 4週以内に幸せます状態になった場合	100%	4,200	1回につき
A7 6202	サービス・活動A幸せます加算 II	(2)幸せます加算(II) 5~8週以内に幸せます状態になった場合	100%	2,600	
A7 6203	サービス・活動A幸せます加算 III	(3)幸せます加算(III) 9週以降に幸せます状態になった場合	100%	950	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合計		算定 単位		
			給付率	単位数			
A7 2201	サービス・活動A I・日割	イ 通所型サービス費(独自) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から36週まで (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず24週まで) 59単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	59	1日につき	
A7 2202				80%	59		
A7 2203				70%	59		
A7 2204	サービス・活動A II・日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から37週以降 (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず25週以降) 34単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	34		
A7 2205				80%	34		
A7 2206				70%	34		
A7 2207	サービス・活動A III・日割	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から36週まで (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず24週まで) 119単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	119		1日につき
A7 2208				80%	119		
A7 2209				70%	119		
A7 2210	サービス・活動A IV・日割	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回2時間以上 短期集中予防型サービス利用後、生活維持型サービス利用開始から37週以降 (短期集中予防型サービスを延長した場合は、延長期間にかかわらず25週以降) 69単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	69		
A7 2211				80%	69		
A7 2212				70%	69		

サービス・活動A(生活維持型)

(令和7年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計		算定 単位
				給付率	単位数	
A7 1001	サービス・活動A1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (週1回程度) 1回4~7時間程度 1,438単位	90%	1,438	1月につき
A7 1002				80%	1,438	
A7 1011				70%	1,438	
A7 1003	サービス・活動A2	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回4~7時間程度 2,897単位	90%	2,897	
A7 1004				80%	2,897	
A7 1012				70%	2,897	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計		算定 単位	
				給付率	単位数		
A7 1007	サービス・活動A1・日割	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (週1回程度) 1回4~7時間程度 47単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	47	1日につき
A7 1008					80%	47	
A7 1014					70%	47	
A7 1009	サービス・活動A2・日割	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回4~7時間程度 95単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	95	
A7 1010					80%	95	
A7 1015					70%	95	

サービス・活動A(生活維持・短時間型)

(令和7年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計		算定 単位
				給付率	単位数	
A7 1101	サービス・活動A3	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (週1回程度) 1回2~3時間程度 1,035単位	90%	1,035	1月につき
A7 1102				80%	1,035	
A7 1111				70%	1,035	
A7 1103	サービス・活動A4	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回2~3時間程度 2,086単位	90%	2,086	
A7 1104				80%	2,086	
A7 1112				70%	2,086	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計		算定 単位	
				給付率	単位数		
A7 1107	サービス・活動A3・日割	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (週1回程度) 1回2~3時間程度 34単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	34	1日につき
A7 1108					80%	34	
A7 1114					70%	34	
A7 1109	サービス・活動A4・日割	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 1回2~3時間程度 69単位	日割計算の場合 ÷30.4日	90%	69	
A7 1110					80%	69	
A7 1115					70%	69	

サービス・活動C(短期集中予防型)

(令和7年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計		算定 単位
				給付率	単位数	
A8 1001	サービス・活動C	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1回2時間程度	100%	1,000	1回につき
A8 1002	サービス・活動C栄養改善加算	ロ 栄養改善加算(管理栄養士が実施した場合)	150単位加算	100%	150	

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(令和6年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合計		算定 単位
				給付率	単位数	
AF 1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメントA	442単位	442	1月につき
AF 1002	介護予防ケアマネジメントB		介護予防ケアマネジメントB			
AF 1003	介護予防ケアマネジメントC		介護予防ケアマネジメントC			
AF 1004	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	300	
AF 1005	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	300	
AF 1006	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算	438単位	438	
AF 1007	高齢者虐待防止措置未実施・業務継続計画未実施減算	高齢者虐待防止措置・業務継続計画とも未実施の場合	8単位減算	434単位	434	
AF 1008	業務継続計画未実施減算	業務計画未実施減算	4単位減算	438単位	438	

備考

- 1 市の独自の基準による通所型サービス事業に要する費用について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスの単位数は算定しない。
- 2 別表に掲げる単位数に、1単位当たり「10円」を乗じて得た額。